

平素はチューリッヒ保険会社をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

「スーパー自動車保険」の主な商品改定について以下のとおりご案内いたします。継続をご検討いただく際に、ご確認くださいませようお願いいたします。

1 保険料水準の改定

近年の急激な物価上昇による修理費の上昇や直近の事故発生状況などをふまえ、保険料水準の見直しを行いました。

2 新車割引の改定

2026年5月1日以降保険始期日契約から、新車係数の割引率の見直しおよび初度登録後の経過年数ごとの割引区分の細分化などの改定を行いました。

3 事故あり係数適用契約の保険料率区分の細分化

2026年5月1日以降保険始期日契約から、事故あり係数適用期間(0～6年)に応じた保険料率区分に細分化しました。

4 補償内容の改定

2026年5月1日以降保険始期日契約から、補償内容の改定を行いました。主な改定内容は以下のとおりです。

①対物賠償保険における原因者負担金の対象要件の見直し(普通保険約款第2章 対物賠償責任条項)

対物賠償保険では、自動車事故により他人の財物に与えた損害に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償となるほか、例えば車両火災によって公共物(ガードレールなど)への損害を生じさせたなど、失火責任法の適用により法律上の賠償責任が生じない場合であっても原因者負担金(注)として負担を求められるときには補償の対象としていました。見直し後は、失火責任法の適用時以外に原因者負担金(注)として負担を求められた場合であっても、同様に対物賠償保険で補償できるようになりました。

(注) 事故により、公共物(ガードレールなど)への損害を生じさせた場合に、法律上の損害賠償責任がない場合でも、道路法等の法律(港湾法、海岸法、都市公園法等)に基づきその原因を作った者に費用の負担を求められることがありその費用のことをいいます。

②「個人賠償責任補償特約」の改定

ア. 物理的損害を伴わない電車等の運休・遅延による損害の補償を追加

駅のホームから誤って線路内に転落してしまい、電車を運休・遅延させてしまった場合など日常生活に起因する偶然な事故により、他人の財物の損壊を伴わずに発生した電車などの運休・遅延の営業損害(振替輸送費用など)を補償できるようになりました。

イ. 受託品の損壊等に関する損害を補償

第三者の方から借りたり、預かったりした受託品(注)の損壊等に関する損害を補償できるようになりました。

(注) 日本国内で受託した財物に限る。携帯電話、ノート型パソコン、通貨、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含めません。

ウ. 記名被保険者以外の被保険者の居住の用に供される住宅に起因する事故による損害を補償

記名被保険者と別居の配偶者や未婚の子などの住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害を補償できるようになりました。

③「弁護士費用等補償特約」の改定

ア. 報酬金の見直し

日弁連LAC(日弁連リーガル・アクセス・センター)基準に合わせ、経済的利益(注)が300万円以下の場合の報酬金の規定を細分化しました。

(注) 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいいます。

イ. 被保険者の範囲の拡大

車検証上の所有者が当特約の被保険者の範囲に含まれない方の場合、被保険自動車の損害についての損害賠償請求に利用した弁護士費用や法律相談費用は補償できませんでしたが、被保険者の範囲に車両所有者を追加したことにより、補償できるようになりました。

④ 人身傷害保険のライプニッツ係数の改定(普通保険約款第3章 人身傷害条項)

被害時の損害額として逸失利益を算出する際に使用されるライプニッツ係数について、自賠責保険の基準に合わせ一部数値の見直しを行いました。

5 告知事項などの見直し

2026年5月1日以降保険始期日契約から、以下を告知事項および通知事項に追加しました。継続手続きの際に、以下告知事項について、正しい内容で告知されているか必ずご確認ください。

- ・被保険自動車の改造歴の有無
- ・被保険自動車での有償による人または貨物の運送の有無
- ・前契約(ご契約の保険始期日から過去13ヵ月以内に加入していた直前のご契約)の解除歴
- ・被保険自動車が貨物自動車の場合は、ダンプ装置の有無

6 自動運転中事故をノーカウント事故に変更

2026年5月1日以降保険始期日契約から、自動運転中(注)に発生した事故について、ノーカウント(ノンフリート等級が下がりません)事故としました。

(注) レベル 3 以上の自動運転機能を使用して運転中の事故が対象となります。レベル3とは高速道路など特定の走行環境条件を満たす限定された領域において、自動運行装置が運転操作の全部を代替する状態です。レベル 2 以下の運転支援機能(ハンズオフ可能な渋滞時追従支援システムや駐車支援システムなど)を使用中の事故はノーカウント事故になりません。

7 インターネット割引の改定

2026年1月1日以降保険始期日契約から、インターネットによりご契約をお申込みいただいた場合に適用するインターネット割引を改定しました。インターネット割引に関する詳細は、以下をご確認ください。

<https://www.zurich.co.jp/car/feature/other-discount/>

8 「チューリッヒ自動車保険LINE割引」の新設

2025年10月16日以降保険始期日契約から、「チューリッヒ自動車保険LINE割引」を新設しました。インターネットによりご契約をお申込みいただく際に、ご契約者のLINEアカウントと当社LINE公式アカウントを「友だち追加」していただく場合に適用いたします。LINEメニューからのワンタッチでの契約照会や、当社へのお問い合わせ、継続のご案内などの重要なお知らせをLINEにて受け取ることが可能となります。

商品や補償内容につきまして、詳しくは「スーパー自動車保険約款」、「重要事項のご説明」、「契約前のご案内」、「契約後のご案内」にてご確認ください。

※右の二次元コードまたは以下のURLからインターネットでご覧いただけます。

www.zurich.co.jp/zda/y



本改定についての
ご質問・お問い合わせ

0120-860-916

受付時間：午前9時～午後5時(年末年始を除く)

※受付時間は状況により変更となる可能性がございます。

チューリッヒ保険会社 ダイレクト事業本部カスタマーケアセンター

〒164-0003 東京都中野区東中野 3-14-20

A-251009-13 DA-115-17